

Title	イタリア「司法協力者」制度に関する主要法令（二・完）
Author(s)	松田, 岳士
Citation	阪大法学. 2017, 67(2), p. 163-191
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87018
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

イタリヤ「司法協力者」制度に関する主要法令（一・完）

松田岳士

(3) 二〇〇四年四月二三日省令第一六一号 (Decreto 23 Aprile 2004, n. 161) 「改正とともに一九九一年三月一五日法律第八二号に転換された一九九一年一月一五日暫定措置令第八号において、二〇〇一年二月一三日法律第四五号第一九条により新設された第一七条の二の規定に基づく司法協力者及び司法証人のための特別保護措置に関する内務省規則」 (Regolamento ministeriale concernente le speciali misure di protezione previste per i collaboratori di giustizia e i testimoni, ai sensi dell'articolo 17-bis del decreto-legge 15 gennaio 1991, n. 8, convertito, con modificazioni, dalla legge 15 marzo 1991, n. 82, introdotto dall'articolo 19 della legge 13 febbraio 2001, n. 45)

第一条（保護措置の種類）① 二〇〇一年二月二三日法律第四五号による改正後の一九九一年三月一五日法律第八二号により改正とともに法律に転換された一九九一年一月一五日暫定措置令第八号（以下、本省令において「一九九一年三月一五法律第八二号」という）は、以下の保護措置について定める。

(a) 第三条第一項に定める暫定保護計画 (piano provvisorio di protezione)。
 (b) 第三条第四項に定める特別保護措置 (speciali misure di protezione)。
 (c) 第三条第五項に定める特別保護プログラム (programma speciale di protezione) の策定により適用される特別保護措置。

② 第一項に定める保護措置については、一九九一年三月一五日法律第八二号第一〇条に定める中央委員会（以下、本省令において「中央委員会」という）がこれを審議する。

③ 第一項に定める保護措置については、一九九一年三月一五日法律第八二号第二章及び第二章の二の規定が特別法としての性質をもつため、二〇〇二年七月二日法律第一三三号に改正とともに転換された二〇〇二年五月六日暫定措置令第八三号の規定は適用されない。

第二条（特別保護措置及び暫定保護計画採用の申立方式） ① 一九九一年三月一五日法律第八二号第一条に定

める方式に従って行われる特別保護措置の許容を求める申立には、重大かつ現在の危険にさらされると考えられる者によりなされる供述中に示される事実に関する手続を担当する又は担当した検察庁の共和国検事正が署名する。

その事実につき、地方検察庁のマフィア対策部 (Direzione distrettuale antimafia) が手続を担当する又は担当した場合で、同検察庁の検事正ではなくその代理がこれを指揮するときには、その代理が申立に署名する。

② 暫定保護計画の申立については、その開始時に協力を受けた共和国検事正が署名し、これを提出する。刑事訴訟法第五条第三項の二に定める罪について暫定保護計画の申立を行った共和国検事正は、国家マフィア・テロリズム対策検事正にその旨通知する。通知を受けた国家マフィア・テロリズム対策検事正は、関連事件の捜査が行わ

れる場合には、特別保護措置又は特別保護プログラムの申立が行われたことを考慮して、調整を指揮する。刑事訴訟法第五条第三項の四に定める罪について申立を行った共和国検事正は、関係控訴院付検事長が調整を適切に指揮することができるように、その旨通知する。

③ 第一項及び第二項に定める申立は、警察・公安長官もこれを行うことができる。警察・公安長官は、一九九一年三月一五日法律第八二号第一一条第三項に定める方式に従い、共和国検事正の意見を予め聴いた上でこれに署名する。

④ 第一項及至第三項に定める要件を欠く申立は受理することができず、申立機関に返却されるが、申立機関は、必要な補充をした上でこれを再提出することができる。

⑤ 特別保護措置採用の申立は、最も迅速な手段を用い、かつ適切な安全保証措置を講じて、内務省公安局警察調整・計画局の下に設置される特別保護措置の内容決定及び適用のための中央委員会に提出される。

⑥ 特別保護措置及び暫定保護計画採用の申立並びにその後の行為及び裁定は、一九九一年三月一五日法律第八二号第一〇条第二項の三に定めるところにより行う。

第三条（特別保護措置採用の申立の内容） ① 特別保護措置適用の申立には、以下の事項が含まれる。

(a) 関係者がそれについて供述を行う犯罪及び犯罪組織の特定。

(b) 供述が、真の信用性及び司法協力者にとつての新規性若しくは完全性を備えていると認めるに足りる事実 (elementi) の表示。

(c) 供述が捜査の展開、公判又は一九九一年三月一五日法律第八二号第九条第三項に定める調査活動のために顕著

な重要性をもつと思料される具体的理由の特定。

(d) 申立対象者により行われた供述、又は予備審理若しくは公判の場で同人により行われた証言に基づき、保全的な性質をもつものであっても、予防処分適用に関する措置の採用があったときは、その表示。

(e) 司法協力者本人又は犯罪組織に属するその他の者が、直接又は間接に保有する金銭、財産その他すべての利益の特定、差押又は没収を行うために司法協力者によって行われる供述に関する情報、司法協力者が違法な活動により得た金銭を支払い、司法当局がこれを差押えた場合には、その支払いの表示。

(f) 生活維持費 (*assegno di mantenimento*) の算定を含む一九九二年三月一五日法律第八二号第一三条第六項に定める経済的援助措置 (*measure di assistenza economica*) の決定のためにも、司法協力者が所有若しくは管理し、又は直接的若しくは仲介者を介して間接的に保有する手当、金銭、財産その他のすべての利益の詳細な特定、司法協力者の現在の財産状況に関して行われた確認及び獲得された資料の表示。

(g) 予防処分存続の有無、又は一九六五年五月三一日法律第五七五号〔現在は、二〇一一年九月六日委任立法令第一五九号〕に定める予防処分の適用手続の有無の表示。

(h) 重大かつ現在の危険の存在を認めるに足りる具体的状況、及びその危険が刑事手続において関係者により行われる協力又は供述に由来するか否か。

(i) 管轄公安機関により、又は拘禁若しくは収監された者については司法省矯正局により、通常の保護処分が採用されている場合には、その表示。

(j) (i)号に定める保護処分が不十分であることを根拠づける具体的理由。

② 申立機関は、特別保護措置を特別保護プログラムの策定を通じて適用すべきであると思料するときは、その根

抱とされる危険の重大性及び現在性に関する状況を具体的に特定する。

③ 申立機関は、特別保護措置採用の申立を行うに当たり、一九九一年三月一五法律第八二号第一六条の四に定める協力内容調書が作成されたことを通知しなければならない。協力内容調書の作成が、第一六条の四第一項の定める期間内であっても、特別保護措置採用の申立後に行われるときは、申立機関は速やかにその旨を中央委員会に通知する。

④ 申立には、司法協力者又は司法証人以外の保護処分適用対象者について、戸籍情報、司法協力者又は司法証人との間に親族関係があるときはその関係、同人との同居の有無を特定することにより、具体的に示す。司法協力者又は司法証人と恒常的に同居している者以外の者に特別保護措置の適用を及ぼすことを必要とするような重大な、現在のかつ現実の危険状況がある場合には、これを具体的に特定する。

⑤ 中央委員会は、特別保護措置採用の申立が第一項乃至第四項に定める事実を含まないと認める場合、又は、入手した資料がその内容の決定のために不十分であると思料する場合には、必要なさらなる情報又は資料の取得を求める。

⑥ 一九九一年三月一五法律第八二号第九条に定める要件が整わないとき、及び同法第一三条の四第二項に定める事実が存在するときには、特別保護措置採用の申立は却下される。

⑦ 一九九一年三月一五法律第八二号第一六条の四に定める期間内に協力内容調書が作成されない場合にも、特別保護措置採用の申立は却下される。

⑧ 中央委員会は、関係者が危険にさらされている水準についての取得資料又は関係者の具体的状況を考慮して、申立機関により請求された措置とは異なる措置を採用することができる。

- ⑨ すでに採用された特別保護措置は、同措置の採用申立の方式に関する本条の諸規定に従い、申立機関の請求により、他の者にも及ぼすことができる。
- ⑩ 特別保護措置の適用範囲拡大の請求に当たっては、申立機関は、以下の事項を具体的に特定する。
- 資
- (a) 適用範囲拡大措置の必要性を根拠づける理由。
 - (b) 重大な、現在の及び現実の危険の存在を認めるに足りる資料。
 - (c) 通常の保護処分では関係者の安全を確保するためには不十分である理由。
 - (d) 申立機関が当初の特別保護措置採用の申立に関係者を含めなかった理由及びその後これを請求する必要性が生じたことを根拠づける事情。
 - (e) 特別保護措置の適用範囲拡大を申立てられている者と供述を行う者との間の関係。

第四条（暫定保護計画採用申立の内容）

① 協力の意思を表明した者又は一九九一年三月一五日法律第八二号第九条第五項及び第一六条の二第三項に定める者に対しては、特に重大又は緊急の状況があるときは、暫定保護計画を採用することができる。

- ② 暫定保護計画採用の請求に当たっては、以下の事項を示さなければならない。
 - (a) 危険の重大性及び現在性の評価に役立つ情報及び資料。
 - (b) 採用された又は採用させた保護措置がある場合には、その一覧。
 - (c) 採用された措置が十分ではないと思料される理由。
 - (d) 関係者が協力の意思を表明した事実についての少なくとも要約的な表示。

- (e) 協力が信頼でき、かつ顕著な重要性が認められると史料される理由。
- (f) 手続の緊急性が認められる理由。
- ③ 暫定保護計画採用の請求は中央委員会に提出される。請求を受けた同委員会は、その後の最初の会議においてこれについて決議する。
- ④ 中央委員会の決議を待つことを許さない例外的な緊急状況がある場合には、暫定保護計画の申立機関は、司法協力者、司法証人及び請求に示されたその他の者の居住する場所の知事に対し、その安全を直ちに保護するための保護措置の採用の必要性について報告する。
- ⑤ 拘禁又は収監されている者については、第四項に定める報告は、司法省矯正局に対して行わなければならないが、矯正局は本省令第六条第四項(f)に定める措置を採用する。
- ⑥ 第四項に定める報告を受けた知事は、本省令第六条第四項(a)、(b)、(c)、(d)及び(g)に定める措置を命じると同時に、中央委員会にその旨報告する。また、知事は、必要であると思料するときは、一九九一年三月一五日法律第八二号第一三条第一項の定めにより、警察・公安長官に対し、理由を付して、同法第一七条に定める特別配分予算の使用を請求し、中央委員会にその旨報告する。
- ⑦ 前項の措置は、暫定保護計画に関する中央委員会の決議が行われるまでの間効力を有し、同委員会は決議について適当な時期に知事に通知する。
- ⑧ 知事は、その地方の状況及び供述において言及された犯罪組織の報復能力に鑑みて関係者が危険にさらされていることを評価するために役立つその他すべての事実について、中央委員会に報告する。
- ⑨ 知事は、採用された措置の効果に関する自己の評価、対象者の安全を保証又は強化するために自ら採り得る方

策その他中央委員会の決定に役立つすべての情報を通知する。

⑩ 知事は、必要ときは、警察・公安長官に対し、一九九一年三月一五日法律第八二号第一四条により同人に付与される調整権限の発動を必要とする根拠となる状況について報告する。

第五条（司法機関及び知事に対する意見の要求） ① 中央委員会は、同委員会が指揮する手続において、明文の規定により定められた場合その他適当と思料する場合には、司法機関及び知事に対して意見及び必要な資料を要求する。

② 前項の規定により表明された意見は中央委員会を拘束しない。

第六条（暫定保護計画の内容） ① 暫定保護計画については、中央委員会が、申立後に利用可能となつた又は取得した資料及び知事によつてなされた報告も考慮に入れて、関係者がさらされる危険に応じた内容を決定する。

② 暫定保護計画の策定に当たり、中央委員会は、知事によつて採用された措置があるときはその措置も考慮に入れる。また、その場合には、知事によつて採用された措置の内容を、追認、補完又は修正することができる。

③ 暫定保護計画の実施は、一九九一年三月一五日法律第八二号第一四条に定める中央保護局（以下、本省令においては、「中央保護局」という）が行う。中央委員会が保護された場所への移転を必要と思料する場合を除き、暫定保護計画の内容の特定及び実施の責任は知事が負う。

④ 具体的には、暫定保護計画には以下の内容が含まれ得る。

(a) 当該区域を管轄する警察機関の下で行われる監視及び保護の措置。

- (b) 安全確保のための技術的方策。
 - (c) 住所地の自治体とは異なる自治体への移転のために必要な措置。
 - (d) 特に重大な事案における秘密の場所への移転。
 - (e) 司法協力者及び司法証人について、それぞれ一九九一年三月一五日法律第八二号第一三条第六項及び第一六条の三第一項(b)号に定められた方式及び限度内での宿泊及び生計維持費用の支給並びに法的援助からなる経済的援助の形式。
 - (f) 現行規定の施行のために司法省矯正局により定められたところに従い、刑事施設における保護又は移送及び監視の実行の特別な方式。
 - (g) 経済的性質を有するものを含む、必要と思料されるその他すべての措置。
- 第七条（特別保護措置の内容）** ① 特別保護措置は、特別保護プログラムを介して実施される場合を除き、中央委員会がこれを命じ、司法協力者又は司法証人の住所地の知事がその内容を決定し、実施する。
- ② 関係者がさらされている危険が保護された場所への移転を必要とするほどではないとき、あるいは、関係者が司法証人であり、保護された場所に移転できない旨申告するときも、中央委員会は特別保護措置の採用について審議する。
 - ③ 中央委員会は、必要なときは管轄の知事の意見を聴いて、危険にさらされていることに関して必要な資料を取得した後に、特別保護措置の内容を決定する。
 - ④ 特別保護措置には、以下の内容が含まれ得る。

- (a) 当該区域を管轄する警察機関の下で実行される監視及び保護の措置。
- (b) ビデオ監視 (video-surveglianza) 及び緊急通報装置 (teleallarme) を含む関係者に関係する住居又は不動産の安全を確保するための技術的方策。
- (c) 住所のある自治体と異なる地方自治体への移転のために必要な措置。
- (d) 現行規定の施行のために矯正局によって定められたところに従って行われる特別な方式の刑事施設における保護又は移送及び監視。
- (e) 経済的性質を有するものを含む、社会復帰を助けるために必要な措置。
- (f) 警察・公安長官により指示される方針に従って行われるその他のあらゆる必要な措置。

第八条 (特別保護プログラムの内容) ① 特別保護プログラムは、中央委員会がこれを命じ、中央保護局が実施する。

- ② 中央委員会は、関係者の危険状況が保護された場所への移転を必要とするようなものである場合には、司法証人が移転を拒否する場合を除き、特別保護プログラムの採用を審議する。
- ③ 中央委員会は、関係者の危険状況に関してすべての有益な資料を取得した後に特別保護プログラムの内容を自ら決定する。その際、必要があれば管轄の知事に意見を求める。
- ④ 特別保護プログラムには、以下の事項が含まれる。
 - (a) 拘禁されていない者の保護された場所への移転。
 - (b) 当該区域を管轄する警察機関の下で実施される監視及び保護の措置。

- (c) ビデオ監視及び緊急通報装置を含む、関係者に属する住居又は不動産の安全を確保するための技術的方策。
 - (d) 保護された場所の所在自治体とは異なる自治体への移転のために必要な措置。
 - (e) 現行規定の施行のために矯正局によって定められたところに従って行われる特別な方式の刑事施設における保護又は移送及び監視。
 - (f) 情報機関 (servizio informatico) における資料及び通信の特別な方式による保管。
 - (g) 人的及び経済的な援助措置。
 - (h) 関係者の安全、秘密及び社会復帰を保証するための新たな身分証明書 (documenti di copertura) の利用。中央保護局は、一九八一年四月一日法律第一二二号第八条に定める情報管理センター (Centro elaborazione dati) と直接に連携し、情報の秘密を保護しつつ、司法協力者に交付される新たな身分証明書の使用の管理を開始する手続をとる。
 - (i) 一九九三年三月二十九日委任立法令第一一九号及びその改正規定による身分の変更。
 - (j) 司法協力者、司法証人その他保護対象者の社会復帰を促進するための措置。
 - (k) 必要ときは、経済的性質を有するものを含む非常措置。
- ⑤ 経済的援助措置には、その全部又は一部を保護プログラムに付される者が自ら準備する場合を除き、以下の事項が含まれる。
- (a) 宿泊の施設及び費用。
 - (b) 安全上、健康上又は社会復帰上の理由により必要とされる移転のための費用。
 - (c) 通常の公共施設を用いることができない場合の健康上の要請に基づく費用。

- (d) 対象者が労働活動を行うことができない場合の、一九九一年三月一五日法律第八二号第一三条第六項に従い、中央委員会により定められた方式及び限度内での生活維持費。
- ⑥ 第五項に定める経済的援助措置には、特別保護プログラム又は暫定保護計画に付されることを許容された司法協力者及び司法証人に対する法的援助に関するものも含まれる。
- ⑦ 法的援助は、弁護士一名に対する報酬及び費用の支払いに充てられる。但し、刑事訴訟法施行規則第一四七条の二の定めによる遠隔尋問 (*esame a distanza*) が行われる場合に、代理弁護士 (*sostituto*) がつくるときには、同人に対する報酬及び費用の支払いにも充てられる。
- ⑧ 弁護士に対する報酬及び費用は、二〇〇二年五月三〇日大統領令第一一五号第一一五条の定めに従い司法官により支払われる。
- ⑨ 司法協力者に対しては、協力活動と関連する刑事手続、保安処分又は予防処分の適用に関する手続、刑執行監視裁判所・裁判官により行われる処分に関して法的援助が提供される。ここには、執行段階を含む手続の全段階及び裁判の全審級が含まれる。
- ⑩ 司法証人に対しては、同人が供述を行う手続、犯罪被害者として法律により認められた権利及び資格を行使する手続、民事当事者を構成する手続、並びに協力を行ったために損害を受けた人的状態の保護のための手続に関して、法的援助が提供される。
- ⑪ 対象者の親族その他司法協力者又は司法証人と一定の関係を保持するため特別保護プログラムに付されることを許容された者に対しては、これらの者が供述又は協力行為を行った場合に限り、法的援助が提供される。
- ⑫ 司法協力者及び司法証人に対する法的援助は、その他の経済的援助措置の実施後も保証される。

- ⑬ 司法証人には、前諸項に従い定められた特別保護プログラムの範囲内において、一九九一年三月一五法律第八二号第一六条の三に定めるより有利な条件が適用される。
- ⑭ 司法証人は、予め中央委員会の許可を得た上で、内務省と金融機関との間で締結される協約に基づいて設けられる低金利貸付を受けることができる。

第九条（保護対象者の義務）

- ① 特別保護措置及び特別保護プログラムの内容は、所定の書面に記載され、司法協力者、司法証人及び未成年の子の後見を行うその他の申立対象者がこれに署名する。
- ② 所定の書面への署名は、その一部に対して行うことはできず、特別保護措置及び特別保護プログラムにより生ずる義務に関する項目を含む、その書面に記載されたすべての項目に対する包括的同意を意味する。
- ③ 所定の書面への署名が拒否されたときは、いかなる場合にも、特別保護措置又は特別保護プログラムが取消される。
- ④ 司法協力者は、署名することにより、一九九一年三月一五法律第八二号第一二条第一項及び第二項に定める事項を遵守する義務を負い、その不遵守及び一九九一年三月一五法律第八二号第一三条の四第二項に定める行為により生じる結果について知っていることを確認する。
- ⑤ 司法証人は、署名することにより、一九九一年三月一五法律第八二号第一二条第二項(e)号が定める例外を含む同条第一項及び第二項に定める項目を遵守する義務を負い、その不遵守及び一九九一年三月一五法律第八二号第一三条の四第二項に定める行為により生じる結果について知っていることを確認する。

第一〇条（特別保護措置の変更及び定期的確認）① 中央委員会は、保護措置、援助措置及び関係者に課される義務に関する措置を導入、変更、補充、中止又は停止することにより、特別保護措置及び特別保護プログラムを変更することができる。

② 第一項に定める変更は、保護措置に付されている者、申立機関、特別保護措置の実施指揮機関の請求により、又は中央委員会の職権により、行われる。

③ 特別保護措置の変更は、いずれにしても、一九九一年三月一五日法律第八二号により保護措置に付された者に課される義務については行うことができない。

④ 関係者の安全の保証、社会及び就労への復帰に関して必要があるときは、特別保護措置の変更が命じられる。

⑤ 中央委員会は、特別保護措置の申立機関及び実施指揮機関、国家マフィア・テロリズム対策検事又は関係控訴院付検事長の意見を聴いた上で、変更について審議を行う。

⑥ 保護措置は、期限をつけて変更することもできる。期限をつけない変更の場合には、中央委員会は、その必要性を認めるときには、関係者を元の場所に戻すとともに、特別保護プログラムを特別保護措置に転換することを命ずることもできる。この決定は、社会及び就労への復帰の過程が進行し、特別保護プログラムに定められた援助措置を保証する必要性がなくなった者に対しても行うことができる。この場合には、特別保護措置は、関係者が居住する場所の知事によって適用される。

⑦ 特別保護措置及び特別保護プログラムには、期間を設ける。

⑧ 特別保護措置及び特別保護プログラムの期間（六月以上五年を超えない期間）は、これを採用する措置において中央委員会によって定められる。指定がないときは、期間は措置の日から一年である。

⑨ 特別保護措置の期間は、申立機関に通知される。通知を受けた申立機関は、遅くとも期間満了の一月前に、特別保護措置又は特別保護プログラムの採用を根拠づける要件の充足を評価するために有益なすべての事実を中央委員会議事務局に通知する。申立機関は、司法協力者又は司法証人が協力をを行い、供述を行った手続、手続の状況、判決その他保全的性格をもつものを含む措置を具体的に示す。申立機関は、中央委員会による評価に有益なすべての資料を送付する。

⑩ 特別保護措置については知事が、特別保護プログラムについては中央保護局が、前項に定める期間内に、中央委員会議事務局に対し、関係者の行動、採用された措置の効果、保護措置外における社会又は就労への復帰の具体的な可能性について有益な事実及び有益と思考されるすべての提案を通知する。

⑪ 中央委員会は、取得された情報に基づき、保護措置の採用を根拠づける要件が継続して充足していると思料するときは、新たな期間を定めて特別保護措置を延長する。

⑫ 危険が悪化し、すでに採用されている特別保護措置が関係者の安全を保護するために不当となったときは、中央委員会は、特別保護措置に付された者に対する特別保護プログラムの採用を命ずる。

⑬ 特別保護措置が延長されない場合にも、生じた効果は、中央委員会により措置がとられる日まで継続する。

⑭ 関係者の社会復帰を促進するために、特別保護措置を変更する措置又はこれを延長しない措置は、予防措置の続行とともに、第二項に定める額及び方式による援助措置の全部又は一部の支給を含み得る。この場合にも、関係者によりそれまでに行われた協力又は証言に関連する訴訟上の義務を履行する際には保護措置を採用することができる。くわえて、同様の目的のために、法的援助を含む、協力又は証言に密接に関連する援助措置をとることもできる。

⑮ 前項に定める経済的援助措置の給付は、司法協力者については、二年の期間支給される生計維持費の総額と同額の金銭を支給することにより行われる。この金銭の給付は、五年以内の期間、社会又は職場への復帰に関する書面化された具体的計画の下で行われる。給付費目の額には、宿泊施設の準備資金として一万ユーロが加えられるが、この額は、国立統計局の指標に基づいて見直すことができる。上記の基準は、保護プログラムの適用対象となる核家族の構成員にも適用される。同様の給付は、司法証人については、社会又は職場への復帰に関する書面化された具体的計画の下で、一〇年以内の期間、行うことができる。中央委員会は、いずれにしても、司法協力者、司法証人その他保護に付された者の社会復帰に必要な場合には、経済的性質を有する非常措置について審議することができる。

第一条（保護措置の取消） ① 特別保護措置は、それが、一九九一年三月一五日法律第八二条第一三條第一項に定める緊急の又は暫定的な措置である場合でも、法律の明文の規定により定められた場合、危険の現実性及び重大性がなくなった場合又は他の措置の採用が適当と思料される場合には、これを取消し又は延長しない。くわえて、特別保護措置は、一九九一年三月一五日法律第八二条第一三條の四第一項及び第二項の定めに関して特別保護措置に付された者が負う義務が遵守されない場合、その他法律が明文で必要的取消を定めていない場合であっても、これを取消し又は延長しないことができる。

② 知事及び中央保護局は、中央委員会、申立機関及び国家マフィア・テロリズム対策検事正又は関係控訴院付検事長に対し、特別保護措置取消の要件に該当する行動又は状況を報告する。

③ 中央委員会は、中央保護局又は知事から第二項に定める報告を受けたときは、申立機関、国家マフィア・テロ

リズム対策検事正又は関係控訴院付検事長に対し、報告された事実の結果として行われるべき特別保護措置の変更又は取消に関する意見の表明を求める。これらの機関が中央委員会の要求から三〇日以内に意見を表明しないときは、同委員会は、期間をさらに延長するのが相当と思料する場合を除き、変更又は取消について判断する。

④ 第三項の定めにより申立機関によって表明された意見は、中央委員会を拘束しない。

⑤ 中央委員会は、申立機関から理由を付した請求があるときは、特別保護措置の適用要件の充足を確認し、必要ときは保護措置を変更し又は取消す措置をとる。

⑥ 特別保護措置は、期間満了前であっても、関係者の請求又は〔中央委員会の〕職権により、訴訟上の義務、危険状態、安全確保の要請と申立てられた措置の適合性、特別保護措置採用後に経過した期間を考慮して、社会又は就労への復帰を促進するために変更し又は取消することができる。いずれの場合も、申立機関、特別保護措置の実施指揮機関及び国家マフィア・テロリズム対策検事正又は関係控訴院付検事長の意見を求めなければならない。

第二条（司法証人） ① 特別保護措置及び特別保護プログラムの内容が記載される第九条第一項に定める文書は、司法証人の具体的状況及び特別の要請を考慮して、作成する。

② 司法証人を特別保護措置に付すことが許容されたときは、中央委員会は、一九九一年三月一五日法律第八二号第一三條第四項により、経済的性質を有するものを含む社会復帰の促進に必要な措置を講ずることができる。

③ 中央委員会は、司法証人に対し、一九九六年三月七日法律第一〇八号及び一九九九年二月二三日法律第四四号に定める経済的措置の利用のため、技術的及び専門的補助を提供する。

④ 中央委員会は、知事を介して、司法証人が元の住所地に留まり、同所において行ってきた活動を続行又は回

復できるよう配慮する。但し、中央保護局の監督下で保護された場所への移転を必要とするような安全確保の要請が存在する場合はこの限りでない。

⑤ 中央委員会は、関係者の請求又は職権により、特別保護措置又は特別保護プログラムに付された司法証人と定期的に面会し、その要請を確認し、より相応な解決策を検討する。

第三条（警察・公安長官の措置） ① 一九九一年三月一五日法律第八二号第一七条に定める予算の使用は、警察・公安長官が承認する。その際には、警察・公安長官は、中央保護局を用いることができる。

② 警察・公安長官は、緊急非常措置及び特別保護措置の実施のために、請求により、知事に割り当てられる予算の配分及び利用のための指針を定める。知事の請求は、予算の使途及び実施される措置の具体的指示とともに、中央保護局に提出される。

③ 警察・公安長官は、中央委員会の意見を聴いた上で、関連法律規定を適用して行われる特別保護措置の特定及び同措置に関する規則について記載した「司法協力者及び司法証人の保護及び援助に関する主要規定及び規制に関する実務」を発行する。

第四条（身分の変更） ① 身分の変更は、関係者の請求により、中央委員会がこれを命じ、改正後の一九九三年三月二九日委任立法令第一一九号に従って行われる。

第十五条（身分変更命令） ① 特別保護プログラムに付されることを許容された者が、改正後の一九九二年三月

一五日法律第八二号第一三条第一〇項及び第一一項の定めにより交付された新たな身分証明書を使用する場合で、その安全、秘密及び社会復帰を保証するために必要であるときは、関係者の請求によっても、身分変更命令により、使用される新たな身分証明書に記載された戸籍上の情報を同人に付与することができる。

第一六条（身分の変更に關する記録） ① 一九九三年三月二九日委任立法令第一一九号第三條に定める情報の記

録簿は、本省令の附則に含まれる添付書式Aに定められる様式による両面の用紙で構成され、唯一の原本として保管される。この記録簿は、中央委員会委員長又は監督代理司法官による事前の認証を受けなければ、使用することができない。認証を行う中央委員会委員長又は監督代理司法官は、記録簿の最初の頁に記録簿番号及び記録簿を構成する用紙の枚数を記載する。

② 用紙の記入欄が足りない場合には、その後の最初の白紙頁に続きを記載する。この場合には、記入頁の余白に続きの頁の番号を記し、その続きの頁には、関係者の身分及び次の頁の番号を記す。

③ 記載が行われる毎に、第五項に定める各人毎の記録綴中に保管される文書の番号及び同記録綴の番号、作成の日付並びに編集者の署名が記される。記入は、二〇〇〇年一月三日大統領令第三九六号に定める方式により行われる。

④ 記録簿の最後の頁を使用した後は、既に記録簿に記録された者以外の者に関するあらゆるその他の記録を、第一項に定める方式により番号を付し、認証した新たな記録簿上において行う。同様に、前の記録簿にすでに記録された者に関する情報を新たな記録簿に記録する。この記録簿においても、用紙の記入欄が足りない場合には、第二項に定める方式に従う。

⑤ 第一項に定める委任立法令第三条第三項に定める文書その他関係者に関するすべての文書は、順番に登録され、通し番号により特定された後に、身分変更命令書及び第六項の定めにより正式に追加された身分札とともに、専用の個人用記録綴中に保管される。

⑥ 身分変更命令が出された各対象者につき、二枚の身分札を作成する。一枚は以前の身分に関するもの、もう一枚は新たに取得した身分に関するものである。これらの札には、第一項に定める記録簿に記載されたすべての情報が、記録簿番号及び当該情報が記載されている頁番号、第五項に定める資料綴に綴られた関連文書の識別番号及び登録簿番号を示して、記録される。札が保護された情報機器によって作成される場合を除き、情報の補充は、各欄に必要な補充用紙を貼付することにより行われる。

第一七条（新たな身分に関する文書又は証明書の請求のための指定機関）① 一九九三年三月二九日委任立法令

第一一九号第四条に定める請求を行う任務を負う機関は、原則として、中央保護局長又は特別に指定された中央保護局員である。

② 一九九三年三月二九日委任立法令第一一九号第四条第三項に定める場合を除き、中央委員会は、安全上及び秘密保護上必要であるときは、第一項に定める機関に対し、必要な請求を超える追加請求又は異なる名目の請求を行うことを認めることができる。追加された文書又は証明書は、中央保護局の監督の下で破棄又は保管される。これらの文書又は証明書が保管される場合には、本条に定める以外の目的で使用することはできない。これらの文書及び証明書の取得、破棄及び使用については、部外秘の所定の記録簿に記載される。

③ 一九九三年三月二九日委任立法令第一一九号第四条の定めにより行われた文書、証明書、抄本、又は市民状態

に関するものを含む文書の作成、記録、記載又は転写に関する請求は、書面により行われ、これらを受領する公務員がこれを保管し、秘密保持に努める。

④ 身分変更手続の対象者が司法協力者である場合には、中央保護局は、情報の秘密を保証するために適した方式により、新たな身分の下で、改正後の一九九一年三月一五日法律第八二条第一二条第一項に定める人的状況及び一九九三年三月二九日委任立法令第一一九号第三条第二項に定める記録簿に記載されたその他の情報を、一九八一年四月一日法律第一二二号第八条に定める情報管理センターにおける登録のために、報告する。

⑤ 中央保護局は、さらに、情報の秘密を保証するために相当な方式により、ローマ地方裁判所付の裁判記録保管所に対し、裁判記録の結果について、新たな身分の下で報告する。

⑥ 中央保護局長は、身分変更に関する規定の適用状況について、定期的に、少なくとも六月毎に中央委員会に報告する。

第一八条（最終規定） ① 本省令の施行日から、「司法に協力する者の保護プログラムの作成基準の特定のための諸規定及び関連施行方式に関する規則」を定める一九九四年一月二四日省間命令第六八七号、及び内務大臣が司法大臣と協調して発した、特別保護プログラムの作成及び内容の基準に関する規則を定める一九九四年一月二四日秘密命令は廃止される。

② 本省令の施行から生ずる財政負担は、法律に定められた予算の限度内で講じられる。

④ 二〇〇五年五月一三日省令第一三八号「司法協力者その他保護に付された者、特別保護措置の適用対象に含ま

れる未成年者の社会復帰のための措置」(Misure per il reinserimento sociale dei collaboratori di giustizia e delle altre persone sottoposte a protezione, nonché dei minori compresi nelle speciali misure di protezione)

第一条(役職の維持を保証される者) ① 特別保護措置に付された司法協力者及び司法証人並びに二〇〇一年二月一三日法律第四五号による改正後の一九九一年三月一五日法律第八二号により改正とともに法律に転換された一九九一年一月一五日暫定措置令第八号第九条第五項及び第一六条の二第三項に定めるその他の者で、公務員(dipendenti pubblici)であり、安全上の理由により労働活動を継続することができないものは、同措置が有効である全期間において、個別の組織又は就業規則において定められた方式に従い、役職(posto di lavoro)の維持を保証される。

② 私企業の従業員(dipendenti privati)についても役職が維持されるが、使用者の給与及び社会保険料の支払義務は同従業員の業務への復帰時まで停止される。労働関係の義務的停止により休業中であるが役職維持権が認められる従業員の代替に関する現行規定を適用する。

③ 懲戒の手續並びにその行為及び効果については、通常通りである。

第二条(暫定保護計画に付されることを許容された者) ① 第一条に定める者で、一九九一年三月一五日法律第八二号により改正とともに法律に転換され、その後の改正を経た一九九一年一月一五日暫定措置令第八号第一〇条に定める中央委員会(以下、本省令において「中央委員会」という)により決議された暫定保護計画に付されることを許容されたものが公務員であるときは、住所移転の日から特別保護措置許容の申立に関する中央委員会の決議

の日までの間、無給休職 (*aspettativa senza assegni*)、又は個別の組織若しくは就業規則において定められた方式に従い無給の役職維持を認める同様の制度の適用を受ける。第一項に定める者で、暫定保護計画に付されることを許容されたものが私企業の従業員である場合も、役職が維持されるが、使用者の給与及び社会保険料の支払義務は同従業員の業務への復帰時まで停止される。労働関係の義務的停止により休業中であるが役職維持権が認められる従業員の代替に関する現行規定を適用する。

第三条 (特別保護措置に付されることを許容された公務員) ① 第一条に定める者で、公務員であり、かつ、特

別保護措置の適用により住所地の自治体とは異なる自治体に移転したものに対しては、所属の官公庁若しくは公的機関、又は、関係者の安全及び秘密の要請を考慮に入れて選ばれた他の官公庁若しくは公的機関における再配置を保証する。

② 関係者の移転先の場所を管轄する知事は、そのために、予め同意を得、要請の現状を確認した上で、関係者を他の場所若しくは部署に配置するための手続、又は、他の官公庁若しくは公的機関の同意を得た上で、当該部署の現行就業規則及び国家公務員労働契約に従い、当該官公庁若しくは公的機関における出向若しくは遠隔公務に配置するための手続を開始する。

③ 知事は、移転先の地方 (*regione*) 又は県 (*provincia*) 内において関係者を配置すべき職場を指定できない場合において、他の地方の知事を含む他の知事の同意を得た上で、第二条に従い、かつ、関係者の安全及び秘密の保証の要請を考慮して、他の地方又は県において職場を見つけたときは、相当と思料する場所への移転を命じる。

④ 特別保護措置の実施は、関係者の移転先の場所を管轄する知事が行う。

⑤ 第一項に定める者は、特別保護措置許容の申立がなされた時点において享受していた経済的待遇 (trattamento economico) 及び在職期間 (anzianità contributiva) を維持する。

⑥ 特別保護措置に付されることを許容された司法証人は、同措置の実施に関連する要請のために労働活動を中断した期間について、所属する官公庁又は公的機関に給与の支払いを求める権利を有する。

第四条（特別保護措置に付されることを許容された私企業の従業員）① 第一条に定める者で、〔特別保護措置適用の〕申立日において、民間部門における役職を得ており、かつ、安全上の理由により労働活動を行うことができないものには、役職が維持されるが、同従業員の業務への復帰時まで使用者の給与及び社会保険料の支払義務は停止される。労働関係の義務的停止により休業中の役職維持権が認められる従業員の代替に関する現行規定を適用する。

② 企業が、特別保護措置が実施されるのとは異なる州又は地方においても支店をもつ場合で、関係者が同職場においても労務提供を継続することができ、かつ、安全上の要請も充たされるときは、その同意を得て、その支店に移転させることができる。その準備は、使用者の同意を得て、特別保護措置の実施機関が行う。他の県に移転する場合には、同県の知事が特別保護措置を実施する。

③ 特別保護措置の実施機関は、予め定められた要件を満たす場合には、第一項に定める者に対し、同人が安全上の理由により労働活動を行うことができなかつた期間において社会保障協会に任意に支払った保険料を返金するための手続をとる。返金は、関係者の書面による請求により行われる。

第五条（特別保護プログラムに付されることを許容された公務員）① 特別保護プログラムに付されることを許

容された公務員は、第六条に定める司法証人の場合を除き、無給休職、又は個別の組織若しくは就業規則において定められた方式に従いプログラムの全期間における無給の役職維持を認める同様の制度の適用を受ける。

② 前項に定める者は、中央保護局に対し、特別保護プログラムに付すことを許容する措置の通知後に、所属官公庁の他の支所への一時的配置替えの手續を開始するよう、あるいは、それが不可能なときは、他の官公庁又は公的機関の同意を得て、当該部署の就業規則及び国家公務員労働契約に従い、出向若しくは遠隔公務に就くための手續を開始するよう請求することができる。

③ 前項の請求を受けた中央保護局は、安全性、秘密性、匿名性を考慮して、関係者の移転先の職場を特定する。中央保護局は、そのために、管轄官公庁又は公的機関、及び事案毎に関係する県公安当局に問い合わせを行う。移転は、いずれにしても、予め所属官公庁の同意を得た上で、二〇〇一年三月三〇日委任立法令第一六五号第三〇条の定めにより命じられる。

④ 関係者には、休職又は同様の制度の開始の日付における報酬水準で昇給後に享受するもの及び無給休職中に経過した期間の在職期間への算入が保証される。

⑤ 当該資格における役職の空きがないために配置換えが不可能であるときには、特別保護プログラムに付されることを許容された公務員を、他の官公庁又は公的機関の同意を得て、当該部署の現行就業規則及び国家公務員労働契約に従い、出向若しくは遠隔公務に配置することができる。

⑥ 関係者が職場の恒久的移転又は他の官公庁若しくは公的機関における職務への配置換えを請求するときは、所属官公庁又は公的機関は、当該公務員の人事異動の手續をとり、異動先の官公庁又は公的機関が未定るときには、

これを決定する。異動先の官公庁又は公的機関は、二〇〇一年三月三〇日委任立法令第一六五号第三〇条に定める場合を除き、その組織への配置のための手続を開始する。

第六条（司法証人として特別保護プログラムに付されることを許容された公務員）① 公務員である司法証人は、

特別保護プログラムに付すことを許容する決定が行われた日から、一九九一年三月一五日法律第八二号に転換され、その後の改正を経た一九九一年一月一五日暫定措置令第八号第一六条の三(d)号により、有給休職の扱いとなる。

② 関係者が従来居住していた場所とは異なる場所への移転を請求する場合には、中央保護局は、予め安全性、秘密性及び匿名性の保持に関する評価を行った上で、他の官公庁又は公的機関の同意を得て、当該部署の現行就業規則及び国家公務員労働契約に従い、出向若しくは遠隔公務に配置することができる。関係者には、休職開始日の日付における報酬水準で昇給後に享受するもの、無給休職中に経過した期間の在職期間への算入、及び可能であれば、同一公務が保証される。

③ 関係者は、他の職場又は他の官公庁における出向又は遠隔公務が完了した日から、新たな職場において労働活動を行った全期間について休職の地位から脱する。

第七条（特別保護プログラムに付されることを許容された私企業の従業員）① 特別保護プログラムに付される

ことを許容された私企業の従業員については、役職が維持されるが、使用者の給与及び社会保険料の支払義務は同従業員の業務への復帰時まで停止される。労働関係の義務的停止により休業中であるが役職維持権が認められる従業員の代替に関する現行規定を適用する。

② 中央委員会による特別保護プログラム許容の決議後に、関係者の請求があるときは、中央保護局は、可能であれば、予め使用者の同意を得て、同一企業の他の支店への異動の手続をとる。但し、安全確保の要請に反する場合はこの限りでない。

③ 保護措置の内容を決定するに当たっては、中央保護局は、前項に定める異動の要請を考慮する。

④ 中央保護局は、予め定められた要件を満たす場合には、第一項に定める者に対し、同人が安全上の理由により労働活動を行うことができなかつた期間において社会保障協会に任意に支払った保険料を返金するための手続をとる。返金は、関係者の書面による請求により行われる。

第八条（特別保護措置に付せられることを許容され、労働活動を行う者の秘密の保護）① 特別保護措置に付せられることを許容され、同措置に付せられる期間において労働活動を行う者に対しては、官公庁及び管轄機関は、特別保護措置又は特別保護プログラムの実施を指揮する機関と協調して、データベース及び情報資料の閲覧に当たり関係者及び関係者が業務を行う地域の職場が特定されないよう適切な方策を講じる。

第九条（特別保護措置の申立対象者たる未成年者の保護）① 特別保護措置の申立対象となる未成年が、同申立の対象者以外の者に預けられる場合、又は同人が同措置に付されることを拒否する場合には、中央委員会は、このことにつき、少年裁判所に対応する検察庁及び未成年者の最後の住所地の中心地の地方裁判所に対応する検察庁に時機に応じて連絡する。

② 未成年者に関する決定を行う権限が他の地方裁判所に属するときは、（前項に定める）検察庁は、受け取った

料 情報を、管轄地方裁判所に対応する検察庁に転送する。

資 第一〇条（特別保護措置に付される未成年者に対する心理学的援助）① 特別保護措置及び特別保護プログラム

の実施機関は、司法省少年司法局に所属する専門家により、又は専門の公的機関と協力して、困難な状況にある未成年に必要な心理学的援助を保証する。

②（前項に定める）援助は、未成年者本人、その両親又は司法機関がこれを請求することができる。

③ 構成員が特別保護措置又は特別保護プログラムに付される核家族が移転先の地域を特定するに当たっては、その家族に属する未成年の就学及び社会への定着を考慮しなければならない。

第一条（特別保護措置に付される未成年者の就学）① 特別保護措置及び特別保護プログラムの実施機関は、

教育・大学・研究省及び司法省少年司法局と具体的に協調して、未成年に対し、その保護を保証しつつ就学義務の軽減を行う。

② 中央保護局は、特別保護プログラムに付された未成年が、その身分の同一性が暴露されることを防止するために必要な措置のもとで授業に通うことができるように、教育・大学・研究省と必要な取り決めを行う。

③ 安全上の理由により新たな氏名の下で実施される特別保護プログラムに付された者の学位の意義は、当事者の請求により、新たな身分の下で授与された学位記を中央保護局に提出した後に、同局と教育・大学・研究省の間の合意に基づき、同人の社会及び労働への定着のため真の氏名に変更される。

第十二条（特別保護措置に付されることを許容された者の職業訓練の受講） ① 特別保護措置及び特別保護プログラムの実施機関は、その職務に関する制度の範囲内において、管轄公的機関と協力して、同措置の適用対象者の就労のための訓練及び専門教育課程の受講を促進する。

② 特別保護プログラムに付されることを許容された者で、一九九一年三月一五日法律第八二号に転換され、二〇〇一年二月一三日法律第四五条により改正された一九九一年一月一五日暫定措置令第八号第一三条第一〇項に定める新たな身分証明書を持つものについては、中央保護局は、関係機関の同意を得て、安全上の要請に配慮した訓練及び専門教育課程への登録方法を定める。

③ 同様に関係機関と協力して、本省令第一条第三項に定める要件の下で、訓練及び専門教育課程の修了により得られた証明書に記載される真の身分の変更の手續をとる。

第十三条（地方公共団体及び州の職員） ① 州及び地方公共団体は、改正後の一九九一年三月一五日法律第八二号並びに本省令に含まれる規定の施行のためにその管轄に属する規定を採用する。

第十四条（財政負担） ① 本省令は、国、州その他関係地方公共団体の予算に追加負担をかけない範囲で適用する。

* 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（C）「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」と証拠法」（平成二八―三一年度）の研究成果の一部である。